

「笑顔でつながる福祉のまち柳川」を目指して

地域福祉計画・地域福祉活動計画を策定



▲今古賀コミュニティセンターで4月18日に開催された「芸能祭」。地域や家に閉じこもりがちなお年寄りなどを、地域の人たちが見守る地域デイサービス事業。市内には8つの地区で取り組みが行われていて、市は実施地区を拡大予定。

◀策定された地域福祉計画・地域福祉活動計画（上：概要版）。音声コード付きなので、専用の機械を使って音声での利用も可能。計画書は図書館や公民館などに置いている。

市と市社会福祉協議会は、今後5年間の福祉のまちづくりの指針として「柳川市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定しました。「安心安全な暮らしのための地域での支え合い」「利用しやすい福祉サービスの充実」を図るため、住民をはじめ、地域に関わるさまざまな担い手が連携し、福祉のまちづくりを進めていきます。

【問】市福祉課福祉総務係（☎77・8512）
市社会福祉協議会（☎72・5347）

少子高齢化と多様化する福祉ニーズ

近年、少子高齢化の急速な進展や、世帯の小規模化、個人の価値観の多様化などにより、地域での人と人とのつながりが薄れています。そのため、家庭や地域社会での支え合う力が弱まりつつあり、地域社会のあり方も大きく変わってきています。また、地域住民の福祉ニーズも多様化し、従来の公的な福祉サービスだけでは十分な対応が難しくなってきました。そこで、住民と行政の協働による支え合いの地域社会づくりを進めるため、市の「地域福祉計画」と、市社会福祉協議会の活動・行動計画である「地域福祉活動計画」を策定しました。計画策定にあたって、昨年4月から



市民アンケートや関係団体へのヒアリングの実施、また地区懇談会を開催して、幅広く住民の意見を反映したものに なっています。

「地域福祉」とは？

地域福祉とは、「すべての住民が互いに人権を尊重し、地域で支え合い、助け合って、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるような社会をみんなで築いていく取り組み」のことです。地域の中に、「一人暮らしのお年寄りがいれば、民生委員児童委員だけでなく、隣近所や地域に暮らす皆さんが見守りを心がける。近所に子育てで大変そうなお母さんがいたら、声を掛けて話し相手になってみるなど、行政や関係機関だけでなく、地域に住む皆さんで支え合い、助け合っていこうという

キャッチフレーズと目標

同計画のキャッチフレーズは、「笑顔でつながる福祉のまち柳川」としました。これは住民の思いやりの心で、笑顔でふれあうことが人と人をつなぎ、市全体の大きな福祉の輪を作っていくことをイメージしたものです。さらに3つの目標を設定します。

- ① 「福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり」 適切な福祉サービスが利用できる地域を目指す。
- ② 「安心安全な暮らしを支える体制づくり」 誰もが安心して安全に暮らせる地域を目指す。
- ③ 「誰もが気軽に参加できる環境づくり」 社会参加の機会が充実した環境づくりを進める。



▲昨年開催した地区懇談会。地域活動や外出手段、近所付き合いなどをテーマに話し合った。

協働による計画の推進

地域福祉活動の主役は、地域に生活している住民自身です。また、地域の多様なニーズに対応し

ていくためには、地域において活動するボランティア、関係機関・団体、福祉や介護のサービス事業者も地域福祉の重要な担い手です。この計画の推進にあたっては、地域福祉を担う人たちがお互いに連携し、それぞれの役割を果たしながら、協働して地域づくりに取り組むことが大切です。支え、支えられることで、地域のさまざまな場面に笑顔が生まれます。「柳川市地域福祉計画・地域福祉活動計画」は、そんな笑顔と想いやりにあふれた福祉のまちづくりのために策定されました。計画推進のために、皆さん一人ひとりの主体的な取り組みをお願いし、地域で互いに支え合えるまちづくりを目指していきましょう。

地域で共助の関係づくり



市地域福祉計画策定委員会 副委員長
市民生委員児童委員協議会 会長
堤 房男さん(稲荷町・71歳)

柳川市の高齢化率は27%と高く、地域のきめ細かな福祉まで行政に任せることはできません。地域のことは地域の人が一番よく知っています。これからは、地域で助け合う「共助」の関係を町内、行政区内でどう築いていくかが最も重要なことです。自分が助けてもらうこともあるだろうし、助けることもあるかもしれません。自分たちが暮らす地域で、福祉の仲間づくり、環境づくりを一緒に進めていきましょう。

心配ごとの相談は 民生委員児童委員へ



起田地区民生委員の弥永ひろ子さん(右)

5月は民生委員児童委員の活動強化月間です。各地区を担当している同委員が、ひとり暮らしの高齢者や要介護者登録をしている障害者などを訪問します。民生委員児童委員は、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の公務員で、担当の区域において生活上の相談や援助を行い、行政窓口や関係機関との橋渡しを行っています。何か心配ごとがありましたら、気軽にご相談ください。